

### 1 策定の経緯

本市では、平成17年をピークに人口減少に転じており、今後はさらに高齢化が進展する見通しです。高齢者の外出支援や交通安全対策、地域資源を活用した魅力あるまちづくりの取組などが求められる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及や、ドライバー不足の深刻化など社会情勢の変化により、今後は、公共交通サービスの維持・確保が厳しくなっていくことが見込まれます。このような状況の中、本市の地域公共交通に関する基本方針や取組内容などを示すため、「北本市地域公共交通計画」を策定する予定です。

### 2 地域公共交通計画について

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」であり、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会で協議を行い、作成するものです。地域公共交通計画は、地域の社会・経済を交通の面から支える基盤となるものであり、計画を作成することはすべての地方公共団体の「努力義務」とされています。

### 3 地域公共交通計画策定のメリット

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 公共交通課題の明確化 | (2) 公共交通政策の継続性の確保    |
| (3) ネットワークの再編  | (4) まちづくりと一体となった計画策定 |
| (5) 関係者との合意形成  | (6) 各種補助金の活用         |

### 4 地域公共交通計画の記載内容

地域公共交通計画には、下記事項を記載することが義務付けられています。

- (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 計画の区域
- (3) 計画の目標
- (4) (3)の目標を達成するために行う事業・実施主体
- (5) 計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間
- (7) その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項等

※ 北本市地域公共交通計画目次（案） 別紙【資料1-4】参照

### 5 地域公共交通計画の計画期間及び見直しについて

- (1) 計画期間について（予定）
  - 5箇年計画（令和9年度から13年度まで）
- (2) PDCAサイクルによる進捗管理について

計画期間においては、公共交通を持続的なものとするため、PDCAサイクルにより効果等を検証し、限られた予算の中で、財政負担、市民の要望、事業者の意向等のバランスを考慮しながら、常により良い運営形態への改善を意識し、適宜計画の見直しを行います。また、その内容について、北本市地域公共交通会議に毎年度報告します。

## 6 法定協議会の設置について

「地域公共交通計画」の作成は、地域公共交通活性化再生法（以下「活性化法」という。）に基づく法定協議会における協議が必要です。例規改正や委員の追加等の準備が整ったことから、今回から「地域公共交通会議」を法定協議会として協議を行います。

根拠法令	道路運送法・活性化法
対象モード	・バス・タクシー（乗合） ・自家用有償旅客運送 ・ <b>多様な交通モード</b>
目的	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議等 ・ <b>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議等</b>
協議結果	法律上規定なし (道路運送法) <b>尊重義務あり</b> (活性化法)

## 7 地域公共交通計画策定支援業務委託について（予定）

- 1 選定方法  
指名型プロポーザル方式
- 2 プロポーザル日程
  - (1) 令和8年5月中旬 プレゼンテーション
  - (2) 令和8年5月末 審査結果公表、契約締結
- 3 主な業務内容
  - (1) 基礎調査・分析
    - ア 地域特性及び地域公共交通の現状の把握・整理
    - イ 地域公共交通に関するニーズ調査
  - (2) 計画の作成支援
    - ア 地域公共交通に関する課題整理
    - イ 基本方針・計画目標の設定
    - ウ 計画目標に対する施策の検討
    - エ とりまとめ
  - (3) 計画書及び概要版の作成

## 8 市民の参画（案）

- ア 市民アンケート  
地域公共交通計画策定に向け、公共交通のニーズ等を把握するため、18歳以上の市民（2,000人を無作為抽出）を対象にアンケートを実施する。  
※公共交通に関する市民アンケート（案） 別紙【資料1-5】参照
- イ 利用者アンケート  
実際に公共交通（路線バスやデマンドバス等）を利用する市民等を対象にアンケートを実施する。
- ウ パブリック・コメント  
北本市パブリック・コメント手続条例に基づき、市民から広く意見募集を行うため、本計画の原案について、パブリック・コメントを実施する。

## 9 北本市地域公共交通会議設置要綱の改正について 別紙【資料1-2】の参照